

盛岡広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月23日

盛岡広域振興局長 宮野 孝志

- 1 路線名 不動盛岡線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 紫波郡矢巾町大字上矢次第1地割89番2地先から第3地割63番4地先まで
 - (2) 紫波郡矢巾町大字上矢次第1地割89番5地先から81番4地先まで
 - (3) 紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割14番5地先から第5地割1番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成30年3月23日から同年4月23日まで